

四日市市告示第158号

四日市市新規就農者支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年3月28日

四日市市長 森 智広

四日市市新規就農者支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新たに農業を始める個人が、四日市市内で農業を始めるために必要な施設整備や機械導入等の初期投資の一部を補助する四日市市新規就農者支援事業費補助金（以下「補助金」という。）について四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるほか、必要な事項を定めるものであり、この補助金により新たな農業の担い手育成を促進し、もって市内農業の活性化を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市内にて農業を行う個人で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 当該年度に農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく青年等就農計画（以下「就農計画」という。）の認定を受けている農業経営者。
- (2) 補助事業により取得した財産を、補助金交付の目的に従って効果的に活用すること。
- (3) 補助金を交付することが適当であると認められること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象者が就農計画の目標を達成するために必要な措置として記された農産物の生産・加工のために必要である施設・機械整備のうち、次に掲げるものとする。ただし、他の公的な補助金を受けていないものに限る。

(1) 施設整備事業

- ア 生産用施設（温室、ビニールハウス等）
- イ 有機物供給施設（堆肥舎等）
- ウ 農機具格納庫、農作業場
- エ その他附帯整備（かん排水施設等。ただし、用地の整備は除く。）

(2) 機械整備事業

- ア 生産管理用機械（トラクター、肥料散布機、病虫害防除用機具等）
- イ 収穫機、収穫物調整選別機（コンバイン等）
- ウ 運搬用機具

(3) 市長が特に必要と認める事業

2 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は前項に掲げる事業に要する経費とする。
ただし、汎用性が高いと認められるものは対象から除くものとする。

（補助金の額及び補助率）

第4条 補助金の額は、就農計画の認定を受けている期間に1補助対象者あたり累計100万円を限度として、補助対象経費の合計額の2分の1以内とする。ただし、予算の範囲内とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ四日市市新規就農者支援事業費補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは交付を決定し、四日市市新規就農者支援事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を行う場合において、本要綱の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

3 第1項の規定による交付決定の有効期間は、交付決定の日からその日の属する年度の3月末日までとする。

（計画の変更）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容、経費の配分その他の事項の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、直ちに市長に四日市市新規就農者支援事業計画変更承認申請書（第3号様式）を提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、補助金額に変更がなく補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象経費全体及び各費目における20パーセント以内の変更をいう。

3 市長は、第1項の規定による計画変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、第6条第1項の規定による決定を変更することができる。

（変更決定通知）

第8条 市長は、前条第3項の規定により当該補助金の交付の変更を承認したときは、四日市市新規就農者支援事業費補助金変更決定通知書（第4号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したと

きは、速やかに四日市市新規就農者支援事業費補助金実績報告書（第5号様式。以下「実績報告書」という。）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（額の確定及び交付）

第10条 市長は、実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、四日市市新規就農者支援事業費補助金交付額確定通知書（第6号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、請求書（第7号様式）により、市長に補助金を請求するものとする。

3 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) この要綱又は補助金の交付の決定をするに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。

(2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。

(4) 補助事業に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。

(5) その他補助金の使用が不相当と認めるとき。

（補助金の返還）

第12条 市長は補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（書類の整備）

第13条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間、保管しておかななければならない。

（財産の処分の制限）

第14条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、当該財産がその耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数をいう。）を経過した場合は、この限りでない。

（補助金の評価）

第15条 市長は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めるときは、要綱の改正又は廃止その他の適切な措置

を講じるものとする。

(補則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和 7 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

年 月 日

四日市市長

申請者

住所

氏名

年度四日市市新規就農者支援事業費補助金交付申請書

年度において、四日市市新規就農者支援事業を実施したいので、四日市市新規就農者支援事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 補助金交付申請額 金 円

2. 添付書類

（1）事業計画書

（2）収支予算書

（3）その他

事業計画書

1. 経営概要（生產品目・栽培面積等）				
2. 導入機械等の種類・名称				
3. 導入機械等の概要				
4. 導入機械等の経費配分				
内 容	補助事業に要する経費(A)+(B)	負 担 区 分		備 考
		市補助金(A)	自己資金(B)	
5. 農業経営上の課題に対する具体的な目的・効果				
6. 事業完了予定年月日				
7. 添付書類				
(1) 農業経営基盤強化促進法に基づく青年等就農計画書、青年等就農計画認定書の写し				
(2) 機械等の概要等が確認できるカタログ、写真等				
(3) 補助対象事業となる経費の見積書2者以上（写しでも可）				
(4) 設備等の配置図				
(5) その他市長が必要と認める書類				

収 支 予 算 書

収入の部

区 分	本年度予算額	前年度決算額	比 較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

支出の部

項 目	本年度予算額	前年度決算額	比 較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

※補助対象経費のみ記入

四日市市 第 号

住所

氏名 様

四日市市新規就農者支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度四日市市新規就農者支援事業費補助金については、四日市市新規就農者支援事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1. 補助金の額 金 円
2. 補助金の対象となる事業
3. 補助金の交付条件
 - (1) 補助金に関する法令、規則及び交付要綱に定めるところの条件に従わなければならない。
 - (2) 事業の変更又は、事業の遂行が困難なときは、速やかに報告すること。
 - (3) この補助金に係る帳簿及び証拠書類を補助事業終了の年次の次の年度から5か年整理保存しなければならない。
 - (4) 示された条件に従わない場合は、補助金の返還を命じることがある。
 - (5) この補助事業に係る一切のことについて、市が監査を行うことがある。

年 月 日

四日市市長

申請者

住所

名称

四日市市新規就農者支援事業計画変更承認申請書

年 月 日付け四日市市 第 号 で交付決定通知のあった事業について、
下記のとおり計画を変更したいので、四日市市新規就農者支援事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき承認されたく申請します。

記

1. 補助金変更申請額 金 円

2. 変更の理由

3. 変更の内容

四日市市 第 号

住所

氏名 様

四日市市新規就農者支援事業費補助金変更決定通知書

年 月 日付で申請のあった四日市市新規就農者支援事業の計画変更を承認したので、四日市市新規就農者支援事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、補助金の交付決定を下記のとおり変更します。

年 月 日

四日市市長

記

1. 変更決定額 金 円
2. 計画変更の内容
3. 補助金の交付条件
 - (1) 補助金に関する法令、規則及び交付要綱に定めるところの条件に従わなければならない。
 - (2) 事業の変更又は、事業の遂行が困難なときは、速やかに報告すること。
 - (3) この補助金に係る帳簿及び証拠書類を補助事業終了の年次の次の年度から5か年整理保存しなければならない。
 - (4) 示された条件に従わない場合は、補助金の返還を命じることがある。
 - (5) この補助事業に係る一切のことについて、市が監査を行うことがある。

年 月 日

四日市市長

申請者

住所

氏名

年度四日市市新規就農者支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け四日市市 第 号 で交付決定のあった 年度四日市市新規就農者支援事業を完了（廃止・中止）したので、四日市市新規就農者支援事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金交付決定額 金 円

2. 添付書類

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他

1. 経営概要（生產品目・栽培面積等）				
2. 導入機械等の種類・名称				
3. 導入機械等の概要（実績）				
4. 導入機械等の経費配分				
内 容	補助事業に要する経費(A)+(B)	負 担 区 分		備 考
		市補助金(A)	自己資金(B)	
5. 事業の成果				
6. 事業完了年月日				
7. 添付書類 (1) 領収書等の支出が確認できる書類（写しでも可） (2) 導入機械等の写真（施設整備事業においては整備前後の写真） (3) その他市長が必要と認める書類				

収 支 決 算 書

収入の部

区 分	本年度決算額	本年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

支出の部

項 目	本年度決算額	本年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

※補助対象経費のみ記入

四日市市 第 号

住所

氏名 様

四日市市新規就農者支援事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付で提出のあった 年度四日市市新規就農者支援事業費補助金実績報告書については、四日市市新規就農者支援事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1. 補助金の確定額 金 円

2. 補助金の対象事業

年 月 日

請 求 書

四日市市長

住所

※氏名

下記の金額を請求いたします。

金 _____ 円

但し、 年度四日市市新規就農者支援事業費補助金

※申請者の記載にあたっては署名又は記名押印をすること。